

第 7 6 回平塚市開発審査会 会議録

開催日時		平成 2 6 年 8 月 2 8 日 (木) 午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 2 時 0 0 分まで				
開催場所		平塚市役所 本館 3 階 第 3 0 3 会議室				
出席者	委員	柳沢会長、杉崎会長職務代理、石崎委員、津田委員、高橋委員				
	処分庁	まちづくり政策部 難波部長 開発指導課 石川課長、坂本主管、伊藤技師				
	関係課	無				
	事務局	まちづくり政策部 まちづくり政策課 小野間課長、熊澤課長代理、加藤主任				
欠席者	委員	無				
会議公開の取扱い		公開	一部公開	非公開	傍聴人	0 名
議長		柳沢会長				
会議録署名委員		柳沢会長、津田委員				
<p>会議内容</p> <p>1 開会</p> <p>事務局から出席委員数が委員数 5 人の過半数に達しているため平塚市開発審査会条例第 6 条 第 2 項 の規定により本審査会は成立する旨を報告。</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 議案 1 提案基準第 1 8 号既存宅地に係る許可について (公開議事) (1 件)</p> <p>処分庁から案件概要説明</p> <p>委員質疑</p> <p>西側水路の両側はどのようになっているのか。</p> <p>処分庁回答</p> <p>開渠の水路の畦畔となっている。</p>						

委員質疑

土地課税台帳と全部事項証明書が添付されているのはなぜか。

処分庁回答

課税は宅地であるが地目が田であるため。さらに、申請地が分筆されており、昭和46年度固定資産土地課税台帳には分筆後の地番の記載がないので、その経緯を全部事項証明書にて確認できるようにするため。

委員質疑

未利用地は誰の所有か。

処分庁回答

申請者です。

以上のほか質疑等もないため本案件について承認してもよいかとの議長の問いに対して、委員全員が良いと回答し、承認するとの議長のまとめ。

(2) 議案2 提案基準第3号農家等の分家住宅に係る包括承認基準1号の報告について(非公開議事) (2件)

[1件目]

処分庁から案件概要説明

委員質疑

「申請者は独立して生計を営むことができ、建設資金を確保できる見込みが確実である」とはどのようなことを意図しているか。

処分庁回答

転売目的でないことを確認するため。

以上のほか質疑等もないため報告を受理するとの議長のまとめ。

[2件目]

処分庁から案件概要説明

委員質疑

連名による申請では、分家対象者が直ぐにわからないのではないか。

処分庁回答

問題はない。

以上のほか質疑等もないため報告を受理するとの議長のまとめ。

(3) 議案3 提案基準第18号既存宅地に係る包括承認基準6号の報告について(非公開議事) (2件)

[1件目]

処分庁から案件概要説明

以上質疑等もないため報告を受理するとの議長のまとめ。

[2 件目]

処分庁から案件概要説明

委員質疑

なぜ建替えの包括案件でないのか。

処分庁回答

既存建築物の確認申請等の必要書類が提出されなかったため。

以上のほか質疑等もないため報告を受理するとの議長のまとめ。

(4) 議案 4 提案基準第 2 0 号建築物の用途変更に係る包括承認基準 9 号の報告について

(非公開議事) (1 件)

処分庁から案件概要説明

以上質疑等もないため報告を受理するとの議長のまとめ。

3 閉会

以 上